

## 監 査 報 告 書

学校法人大橋学園  
理事会・評議員会 御中

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人大橋学園寄附行為第9条の規定に基づき、学校法人大橋学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務又は財産の状況について監査を行った。

私たちは監査に当たり、理事会、評議員会及び教授会に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、法人本部、法人設置各校の定期的な往査や、会計監査人と連携し計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人大橋学園の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

令和4年5月24日

学校法人大橋学園

監事 矢野 範子

監事 島岡 雅之